

(府労連)

回 答

令和 4 年 11 月 16 日

総 務 部 長

【府労連】最終回答

去る令和4年10月27日に、府労連からご要求のありました諸事項につきましては、数次にわたる交渉及び事務折衝を通じまして、皆様方のご要求の趣旨ご意見は十分に承るとともに、種々協議を重ねてきたところでございます。

ご要求の諸事項は、いずれも職員の給与、その他の勤務条件に関する重要な事項であります。社会経済情勢が依然として厳しい状況や本府の置かれている現状を踏まえ、ご要求いただいた諸事項について検討してまいりました。

本日は、知事とも十分相談いたしました、その結果につきまして、ご回答申し上げたいと存じます。

第1のご要求について、府労連との、これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたいと存じます。

我々としては、この基本的立場に立ちまして、職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、誠意をもって、府労連と十分協議を行ってまいりたいと存じます。

第2のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本と考えております。

令和4年度の人事委員会勧告の取扱いについては、勧告どおり実施したいと存じます。

具体的には次のとおりです。

給料表について、令和4年4月1日から引き上げることとしたいと存じます。

期末勤勉手当について、令和4年4月1日から年間0.1月分を引き上げ、年間4.40月分に改定し、その割り振りは、勤勉手当について、6月及び12月に支給される月数をそれぞれ0.05月分引上げ、1.0月分としたいと存じます。

これに伴う成績区分に応じた成績率については、これまで皆様方と協議してきた経緯を踏まえ改めてお示しさせていただきます。

再任用職員の給料月額について、令和5年4月1日から引き上げることとしたいと存じます。

技能労務職員について、技能労務職給料表については、行政職給料表に準じた取扱いとし、その他の人事委員会勧告についても行政職給料表が適用される職員に準じてまいりたいと存じます。

以上の内容で関係条例（案）を9月後半の定例府議会へ提出したいと存じます。

なお、勧告実施に伴う差額支給の時期については、関係条例の議決を得られれば、その段階で改めてお示ししたいと存じます。

会計年度任用職員の報酬につきましては、常勤職員の給料表の改定に準じて、令和5年4月1日から改定してまいりたいと存じます。

その他のご要求の諸事項については、先般、課長回答及び局長回答でお答え申し上げたとおりです。

ご要求に対する回答は、以上です。